

東久留米市法令遵守審査会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、東久留米市における法令遵守の推進等に関する条例（平成19年東久留米市条例第11号。以下「条例」という。）に規定する公益通報（以下「条例公益通報」という。）に関し、審査会の円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例及び東久留米市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則（平成19年東久留米市規則第48号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案して、規則第10条第1項に基づき条例公益通報として受理するか否かを判断するものとする。

- (1) 苦情、要望、意見又は相談ではないこと。
- (2) 違法行為等を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。
- (3) 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。
- (4) 次に掲げる手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるものではないこと。

ア 訴訟、和解、あっせん、調停又は仲裁

イ 刑事事件に関する法令に基づく手続

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求の手続

エ 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく外部の労働者からの公益通報の手続

オ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく手続

カ 行政手続法（平成5年法律第88号）又は東久留米市行政手続条例（平成8年東久留米市条例第19号）に基づく手続

キ 東久留米市市民の声の取扱いに関する要領に基づく手続

- (5) 内容が具体的かつ客観的で、十分な調査を行うことができるものであること。
- (6) 市長等が是正措置等を講じることができるものであること。
- (7) その他審査会以外の部署で受け付けることによって解決又は処理を図ることが適当と認められるものではないこと。

2 審査会は、条例公益通報に該当しないと判断した通報のうち、通報内容に係る部署に通知する必要があると認められるものについては、当該部署に情報を提供しその後の対応等について報告を求めることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、条例公益通報に係る運用について必要な事項は、

委員長が審査会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成30年11月30日から施行し、同日以降に提出のあった条例公益通報から適用する。